



令和 6 年 度

静岡市公営企業会計
決算審査意見書

静岡市監査委員

07 静 監 第 762 号

令和 7 年 8 月 22 日

静岡市長 難 波 喬 司 様

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭

同 白 鳥 三和子

同 堀 努

同 石 井 孝 治

令和 6 年度静岡市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度静岡市公営企業会計（静岡市簡易水道事業会計、静岡市病院事業会計、静岡市農業集落排水事業会計、静岡市水道事業会計、静岡市下水道事業会計）決算及び附属書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審 査 の 基 準	6
2	審 査 の 種 類	6
3	審 査 の 対 象	6
4	審 査 の 着 眼 点	6
5	審査の主な実施内容	6
6	審査の実施場所及び日程	6
7	審 査 の 結 果	7
8	経 営 成 績	8

決算の概要及び意見

(1)	静岡市簡易水道事業会計	9
	参 考 資 料	27
(2)	静岡市病院事業会計	29
	参 考 資 料	53
(3)	静岡市農業集落排水事業会計	55
	参 考 資 料	74
(4)	静岡市水道事業会計	75
	参 考 資 料	101
(5)	静岡市下水道事業会計	103
	参 考 資 料	126

※参考資料は、各事業会計における最近5か年の経営指標等の推移である。

令和6年度静岡市公営企業会計決算審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和6年度静岡市公営企業会計決算審査

(2) 根拠法令

地方公営企業法第30条第2項

3 審査の対象

令和6年度 静岡市簡易水道事業会計決算

令和6年度 静岡市病院事業会計決算

令和6年度 静岡市農業集落排水事業会計決算

令和6年度 静岡市水道事業会計決算

令和6年度 静岡市下水道事業会計決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

4 審査の着眼点

- (1) 決算書類は関係法令に準拠して作成されているか。
- (2) 決算書類の計数は正確か、また、証書類の計数と一致しているか。
- (3) 財務諸表は財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (4) 業務の執行状況及び予算の執行状況は適正か。
- (5) 経営成績及び財政状態は良好か。

5 審査の主な実施内容

3に掲げる5つの事業会計決算に関する証書類等について、4に掲げる着眼点に基づき審査した。あわせて、主要な事業について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を実施した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び審査対象部局会議室等

(2) 日程

令和7年6月2日から令和7年8月19日まで

7 審査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までの記載事項のとおり審査した限り、審査に付された簡易水道事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算その他関係書類が、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

一方、病院事業会計においては、ノートパソコン等に係る耐用年数及び償却率の登録を誤っていたことから、減価償却費を過少に計上していたものの、決算その他関係書類は、重要な点において法令に適合していることが認められた。

加えて、農業集落排水事業会計では、消費税額の計算において、課税標準額に対する税額から控除される仕入に係る消費税額について、当該仕入に係る消費税額から差し引くこととなる特定収入に係る課税仕入等税額を過大に算出した結果、消費税及び地方消費税の税額を過大に算出していた。また、このことに関連し、決算書の附属書類において、収益的収入の他会計補助金189,614,000円の使途について、課税支出に164,663,310円を充当したとされているが、その額は収益的支出に係る課税支出の額を超えていた。一方、決算その他関係書類は、重要な点において法令に適合していることが認められた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

水道事業会計において、静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号。以下「会計規程」という。）別表第1水道事業会計勘定科目表資産勘定（1）固定資産の表には「出資金」の科目がないにもかかわらず、当該科目を用いて経理していた。

過去に会計規程を改正した際に、誤って削除してしまったものと思われることであつたが、近年、定期監査においても規則等と実務の不整合が見受けられることから、当該科目に限らず、必要な事項が会計規程に定められているか、会計規程の定めと実務に不整合が生じていないかを確認し、必要に応じて会計規程を改正したり実務を見直したりするなど今後適切に対応されたい。

なお、各事業別の決算概要、意見等については、後述のとおりである。

8 経営成績

各事業会計の経営成績は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	簡易水道事業会計	病院事業会計	農業集落排水事業会計	水道事業会計	下水道事業会計
総 収 益 (A)	146,248	11,672,613	462,878	11,225,607	21,440,679
総 費 用 (B)	129,618	12,922,529	419,082	9,637,025	20,880,222
損益 (A) - (B) (C)	16,630	△1,249,915	43,796	1,588,581	560,457
(A) のうち収支不足補填のための一般会計補助金 (D)	93,179	1,000,000	189,614	—	—
実 質 損 益 (C) - (D)	△76,549	△2,249,915	△145,817	1,588,581	560,457

(注) 1 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。

(1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。

(2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。

(3) 差額等の数値が「0」のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。なお、これらが負数の場合は、「△0」、「△0.0」で表示した。

(4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「—」で表示した。

(5) 減数又は負数は、「△」で表示した。

(6) 比率間の比較は、「ポイント」で表示した。

(7) 執行率は予算現額に対する収入済額・支出済額の割合である。

2 「第1 業務の執行状況」、「第2 予算の執行状況」については、消費税及び地方消費税を含めて記載した。